

大阪市告示第161号

次の施設について、大阪市立青少年センター条例（平成15年大阪市条例第20号）第14条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和8年2月2日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高橋 徹

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立青少年センター（宿泊ゾーン）	令和8年2月17日（火）17:00から
	令和8年2月18日（水）終日
	令和8年2月19日（木）9:00まで

（こども青少年局企画部青少年課）